

2021年 9月 6日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾原 慶 則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平田 英友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝倉 健次



次回団体交渉開催について（18）

当労組本年8月27日付「次回団体交渉開催について（17）」を提出し、速やかな団体交渉開催を申し入れましたが、未だご回答を頂いておりません。また、県労委に対して団体交渉促進のあっせんを申請致しましたが貴社は、これも辞退されました。その結果遂に、昨年12月21日以来8ヶ月以上に亘って、貴社は、当労組の要求に一切応えられないことなく不当労働行為を続けておられます。このような身勝手な貴社対応に断固抗議すると共に、下記要求すると共に、速やかな団体交渉開催を再度強く求めます。

記

- 1 貴社は、①5年間に及ぶ昇給の未実施、②一時金に関する協議の拒否、不払い。③適正な人員配置の未実施、④36協定の未締結、⑤不当な懲戒処分 of 強行、⑥時間外労働賃金及び割増賃金未払い、などの当労組の切実な要求に一切応えておられません。

今後においても誠実な交渉を拒否し労働条件を改善されなければ「生活の困窮化」、「過重な生産活動・業務」、「将来への職場不安」が深刻化し、貴重な人材を失なう危険性がさらに増大することは目に見えています。ご承知の通り2014年以降、100名以上の方々が職場を去ったことにより、職場では技術力やノウハウ、蓄積された経験、人脈も失っただけでなく「新規受注」への対応力も失ったと考えています。「要」となる人材の喪失がこれ以上続くなら、会社経営に甚大な影響を及ぼすであろうことを理

解できないほど愚かな尾原社長ではないことを、私たちは願っています。人材流出防止の為に、労働条件改善は不可避であると考えます。誠実なご回答を求めます。

2 貴社は昨今、不必要な部署を設け余計な人員を配置し、設備投資や施設修繕等も頻繁に行われていますが、当労組が要求している組合員を含む従業員の労働条件改善については耳を貸そうともされません。「赤字だから賃金引上げができない」、「一時金（ボーナス）は払えない」は「言い訳にもならない」と、職場従業員の怒りと「失笑」を買っています。従業員の皆さんが理解できるよう積極的なご回答を求めます。

3 貴社就業規則の表紙には「働く人は、毎日、明るく、楽しく、生き生きと、強く、太く、長く、美しく、優しく、感謝の気持ちとやり抜く覚悟を持って、この会社で働いてほしいと思っています。そして事業発展計画書を達成し、自分で、自分の人生を幸せにしてほしい、この就業規則は、そのために、守らなければいけない会社のルールをまとめたものです。」と尾原社長名で記載されています。ところが貴社の現状は、①各労働条件改善の未実施、②従業員から不信ばかりを集める監視カメラの設置、③必要もない業務Gr.の嫌悪感を招いている威圧的監視行為、④連発される不当な懲戒処分、などが常態化している職場は、無機質で絶望と不信ばかりを増大させ、「優しく、感謝の気持ちとやり抜く覚悟を持って、この会社で働いて」とは到底言えず、「自分で、自分の人生を幸せに」には程遠く、尾原社長には自らが掲げた「表紙に」恥じないような職場環境改善を求めます。

4 当労組と致しましては、本年8月27日付「次回団体交渉開催について（17）」でも申し上げたように、貴社業務Gr.がオウム返しのように述べている「傍聴なし、録画なし、交渉担当者人数は前回程度、社外の会議室にて、2時間程度」は、その合理的理由も説明できない枕言葉であり、今後は繰り返されないよう強く求めます。当労組は自らの主張についての合理性を常に、堂々と明らかにして参っております。

貴社からの合理的理由が示されなければ、次回団体交渉の開催は以下の通り実施されるよう再度強く求めます。

開催日時

第一希望日：2021年9月14日（火）

第二希望日：2021年9月15日（水）

第三希望日：2021年9月16日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より各議題が解決に至るまで

交渉員：当労組が必要とする交渉員

傍聴者：参加希望の組合員

議題

- (1) 2020年12月21日開催の団体交渉議題で解決に至らなかった賃金引き上げ要求についての継続協議の件。
- (2) 「夏季一時金要求」の件。
- (3) 貴社2020年12月22日付「減給処分通知書」、及び2021年7月21日付「減給処分通知書」の件、並びに就業規則懲戒条項の運用についての件。
- (4) 貴社「業務Gr.」の業務及び経済合理性、必要性についての件。
- (5) 当労組2019年12月16日付「労働条件に関する要求書」3項「適正な人員配置についての要求」に記載した①乃至⑨の部署への必要人員の配置の件。
- (6) 当労組本年4月19日付「品質保証に関する要求書『416494-10050』」についての件。
- (7) 当面の時間外労働対応と、36協定締結についての件。

- 5 議題の具体的要求内容につきましては、貴社本年8月23日付「貴組合本年8月16日付文書につきまして」書面で述べられた「ご提案の議題のうち、(1)につきましては、すでに十分に議論がなされており不要と存じます。(2)につきましては、すでに本年夏季賞与の支給時期を過ぎており、議題として不適切と存じます。(3)につきましては、具体的要求内容をご指定ください。(4)につきましては、当社において団体交渉に応じる必要のない事項と存じます。(5)につきましては、2019年12月16日からすでに1年8か月余り経過し、その間コロナ等重大な変化があり、また現時点での具体的要求内容をお知らせください。(6)につきましては、ご指摘の書面は承知しておりません。(7)につきましては、具体的要求内容をお知らせください。」についての「趣旨・根拠・経緯が具体的に不明」である為、団体交渉席上にて、呉々も黙秘することなく、その趣旨の説明を求めます。

また、当労組が求めた上記団体交渉の開催日時は、当労組本年8月31日付「不当処分撤回並びに団体交渉開催要求書」と日程が重なっておりますが、本件議題と併せて開催されるよう求めます。

本要求書に対する回答を本年9月7日(火)17時30分までに呉々も無視されることなく、当労組宛為されるよう重ねて強く求めます。

以上